

岐阜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

	制定	昭和62年 5月28日 決裁
改正	平成元年 9月30日 決裁	平成 2年 3月31日 決裁
	平成 5年 6月28日 決裁	平成10年 4月23日 決裁
	平成11年 3月30日 決裁	平成15年 3月31日 決裁
	平成18年 4月25日 決裁	平成19年 6月15日 決裁
	平成20年 4月 1日 決裁	平成20年 9月 1日 決裁
	平成22年 5月 7日 決裁	平成24年 7月 9日 決裁
	平成28年 1月14日 決裁	平成31年 4月19日 決裁
	令和 3年 3月25日 決裁	令和 4年 3月25日 決裁
	令和 5年 3月27日 決裁	令和 5年10月12日 決裁
	令和 8年 3月27日 決裁	

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活系排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るために交付する岐阜市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2に規定する基準を満たす機能を有するものをいう。
- (2) みなし浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(補助事業)

第2条の2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自らの居住の用に供する建物（次条第3項第2号及び第5条第1項第4号において「住宅」という。）において、みなし浄化槽若しくはくみ取り槽から浄化槽への入替えその他汚水処理の普及促進につながるものと市長が認める浄化槽の設置工事（必要なみなし浄化槽又はくみ取り槽を撤去する工事を含む。）又は災害により新たに行う必要があると市長が認める浄化槽の設置工事を行う事業とする。

(補助対象)

第3条 市長は、次に掲げる市の地域内において補助事業を実施する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は第25条の23第1項の規定により策定さ

れた事業計画に定める予定処理区域（次号において「下水道事業計画区域」という。）以外の地域

- (2) 下水道事業計画区域内において下水道の整備が原則として7年以上見込まれない地域であって、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域に該当するもの
- 2 補助金の交付の対象となる浄化槽は、次の各号のいずれかに適合するものとする。
- (1) 21人槽以上50人槽以下の浄化槽であること。
 - (2) 11人槽以上20人槽以下の浄化槽であって、公益社団法人岐阜県浄化槽連合会の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度（次号及び第5条第1項第3号において「岐浄連浄化槽機能保証制度」という。）の登録を受けていること。
 - (3) 全国浄化槽推進市町村協議会（第5条第1項第1号及び第2号において「全浄協」という。）が定める浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領に基づき登録された10人槽以下の浄化槽であって、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（同項第3号において「全浄連」という。）の機能保証制度又は岐浄連浄化槽機能保証制度の登録を受けていること。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認又は法第5条第1項の規定による設置の届出をしないで浄化槽を設置する者
 - (2) 借りている住宅に浄化槽を設置する場合において、当該住宅に係る賃貸人の承諾が得られない者
 - (3) 営利の目的で浄化槽を設置する者
 - (4) 補助金の交付の申請をした日の属する年度（第5条第1項において「申請年度」という。）の2月末日までに補助事業が完了しない者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の浄化槽の種類及び人槽の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の補助金の額の欄に定める額とする。

- 2 補助事業においてみなし浄化槽又はくみ取り槽を撤去する工事が必要な場合の補助金の額は、前項に規定する額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。
- (1) みなし浄化槽の撤去 15万円
 - (2) くみ取り槽の撤去 12万円
- 3 法第5条第1項の規定による設置の届出により浄化槽を設置する場合（市長が別に定める配管工事の設計及び施工の基準に従い施工するみなし浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への入替の場合に限る。）の補助金の額は、第1項に規定する額に33万円を加えた額とする。
- 4 前3項に規定する補助金の額は、補助事業に要した費用の額を限度とする。
(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（第3条第2項第1号に規定する浄化槽にあつては第4号から第9号まで、同項第2号に規定する浄化槽にあつては第3号から第9号までに掲げる書類）を添えて、補助事業に着手する日から起算して11日前（岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条第1項に規定する市の休日は、算入しない。）又は申請年度の12月28日のいずれか早い日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 全浄協の登録証の写し
- (2) 全浄協の登録浄化槽管理票のC票
- (3) 全浄連の機能保証制度の登録証又は岐浄連浄化槽機能保証制度の登録証
- (4) 借りている住宅に浄化槽を設置するときは、当該住宅に係る賃貸人の承諾書
- (5) 補助事業に係る請負契約書及び法第29条第3項の規定により補助事業を実地に監督する者の浄化槽設備士の資格を証明する書類の写し
- (6) 浄化槽までの配管図
- (7) 補助事業に係る費用の見積書の写し（補助の対象となる部分に限る。）
- (8) 浄化槽の放流水質を示す書類（別表の1の項に掲げる浄化槽を設置する場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、直ちに当該申請に係る補助事業が着手前であることを確認するものとする。

（交付決定の通知）

第6条 規則第5条第1項及び第2項の規定による補助金の交付の決定（第9条第2項において「交付決定」という。）の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第5条第3項の規定による通知は、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（計画の変更等）

第7条 規則第11条の規定により補助事業の計画の変更（補助事業に係る工期の変更を除く。）又は中止の承認を受けようとする補助事業者は、補助事業計画変更・中止申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請に対する決定について準用する。

（実績報告）

第8条 規則第15条の規定による実績報告（次項及び次条第1項において「実績報告」という。）は、補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 補助事業により設置した浄化槽（以下この項及び第10条において単に「浄化槽」という。）の法定検査に係る依頼書又はこれに代わる書類の写し
- (2) 浄化槽の保守点検業務委託に係る契約書又はこれに代わる書類の写し

- (3) 浄化槽の清掃業務委託に係る契約書又はこれに代わる書類の写し
 - (4) 別に定める浄化槽工事チェックリスト
 - (5) 浄化槽の設置工事の写真
 - (6) みなし浄化槽又はくみ取り槽の撤去工事の写真（第4条第2項に該当する場合に限る。）
 - (7) 撤去したみなし浄化槽又はくみ取り槽の産業廃棄物管理票の写し（第4条第2項に該当する場合に限る。）
 - (8) 浄化槽の設置に係る配管工事の写真（第4条第3項に該当する場合に限る。）
 - (9) 補助事業に係る工期又は補助事業の計画以外の事項を変更した場合にあっては、補助事業変更届出書（様式第6号）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 実績報告の期限は、補助事業が完了した日から1月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（現場確認）

第9条 市長は、実績報告があったときは、別に定めるところにより補助事業に係る現場確認を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による現場確認の結果、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、その旨を補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（遵守事項）

第10条 補助事業者は、法に定められた事項を遵守し、浄化槽の機能が正常に稼働するよう、適正な維持管理に努めなければならない。

（情報通信技術を利用する手続等）

第11条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定（準用する場合を含む。）によることができる。

- (1) 第5条第1項及び第7条第1項の規定による申請並びに第8条第1項の規定による報告 情報通信技術活用条例第3条第1項から第3項まで
- (2) 第6条各項（第7条第2項において準用する場合を含む。）及び第9条第2項の規定による通知 情報通信技術活用条例第4条第1項から第3項まで

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行し、改正後の岐阜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月19日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。
(経過措置)
- 2 平成31年度に限り、この要綱による改正前の岐阜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(以下この項において「旧要綱」という。)の規定による補助金の交付の対象となる者(この要綱による改正後の岐阜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付の対象となる者を除く。)に対し、旧要綱の規定により補助金を交付することができる。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

浄化槽の種類	人槽	補助金の額
1 放流水の総窒素濃度が1リットル当たり20ミリグラム以下又は総 ^{りん} 濃度が1リットル当たり1ミリグラム以下となる機能を有する浄化槽	5人槽	360,000円
	6人槽又は7人槽	462,000円
	8人槽から50人槽まで	585,000円
2 1の項に掲げる浄化槽以外の浄化槽	5人槽	332,000円
	6人槽又は7人槽	414,000円
	8人槽から50人槽まで	548,000円

備考 人槽は、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）により算出した処理対象人員とする。ただし、当該処理対象人員より実使用人員が多い場合は、当該実使用人員とする。